(事業の目的)

医療法人 尾田内科胃腸科が開設する尾田内科胃腸科(以下「事業所」という。) が行う指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業(以下「事業」という。) の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師(以下「医師等」という。)が、通院が困難な要介護者等に対し、厳正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- (1)事業においては、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むこと ができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者等が通院困難な利用 者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それら を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことのより、療養生活の質の 向上及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 尾田内科胃腸科
- (2) 所在地 鹿児島県姶良市平松4730
- (3) 電話 65-7511

(職員の職種、員数及び職務内容)

指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に従事する医師等の 職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師 1名以上

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

- (1) 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画 的かつ継続的な医学的管理(歯科医学的管理)に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者家族等 に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。
- (2)利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。
- (3) 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診 療録 に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場 合はその要 点を記録します。

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び8月14・ 15日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 木曜日 午後1時から2時半までとする。

(サービス提供方法)

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速 やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支 援が利用者に対して行われいない等の場合であって、必要と認められると きは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定 の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うもの とします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて

当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

(サービス利用料)

基本料金 1月につき2回を限度とし、1回5, 140円

(利用者負担/1割:514円、2割:1,028円、3割:1,542円) 但し、「在宅時医療総合管理料」「施設入居時等医学総合管理料」を算定する 利用者に関しては1回2.980円

(利用者負担/1割:298円、2割:596円、3割:894円) 同じ世帯、施設に2人以上往診に行くときは1回2,860円 (利用者負担/1割:286円、2割:572円、3割:858円)

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、姶良市、鹿児島市の区域とする。

(虐待の防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

事業所は、提供した指定居宅療養管理指導等に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

<苦情処理窓口>

(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、 速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援セン ター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(その他の運営に関する重要事項)

- 1. 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2. 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅療養指導等の 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を 図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4. 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を 行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め るものとする。
 - また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5. 事業所は、当該指定居宅療養管理指導等事業所の従業者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じる。
 - 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 6. 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する記録 を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

重要事項説明同意書

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導提供にあたり、ご 利用者様に重要事項を説明いたしました。

私は重要事項説明書について尾田内科胃腸科から居宅療養管理指導 及び介護予防居宅療養管理指導の説明を受け、理解したので同意い たします。

	令和	年	月	日
本人	氏名			印
家族代表				F